

第454回（定例）福崎町議会会議録

平成26年3月27日（木）

午前9時30分 開 議

1. 平成26年3月27日、第454回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地域振興課長	近藤博之
住民生活課長	松岡英二	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑でございます。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

4 番 議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算のうち、福崎駅周辺整備事業について、お伺いをいたします。
事項別明細書では歳出237ページから240ページ、歳入では49ページから52ページです。
昨年9月議会において、福崎駅周辺整備対策特別委員会が設置され、これまで5度にわたり当委員会が開催されました。その間、先進地視察を行うなど、議会といたしましても精力的に調査研究に取り組んできたところでございます。
整備計画も具体的となり、全町民を対象とした説明会も開催されるまでに進んでまいりました。新規着手1年目で、平成26年度当初予算では多額の事業費を計上されており、積極的な姿勢を示すものとして、高く評価をするものであります。そこで何点かお伺いをいたします。
事業を進めるには、特に地権者や地元区を初め多くの関係機関等との合意形成が重要と考えます。3月29日から、駅前地区を初め町内の住民に説明会を開催されますが、説明に際しては町民の視点に立ち、積極的な情報の公開と丁寧でわかりやすい説明に努めていただく必要があります。
説明会では、説明の内容など、情報の公開はどこまで行う予定なのでしょうか。また、どんな資料を提供される予定なのでしょうか。お伺いをいたします。

技 監 ただ今から説明会で配付する資料をお配りさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 9時 3分

再開 午前 9時 4分

◇

議 長 配付漏れはございませんか。
会議を再開いたします。

技 監 説明会では、ただ今配付をさせていただきました資料に基づき説明をいたします。
この資料は、2月27日と3月18日の福崎駅周辺整備対策特別委員会で説明させていただいた資料をもとに、住民の皆様にはわかりやすいよう再編集をしたものでございます。
具体的な内容といたしましては、事業名、事業期間、整備方針、施設の整備計画案、全体事業費、事業スケジュール案でございまして、いずれもこれまでの委員会でご説明をしている内容でございます。
26年度から30年度に実施する事業計画の説明会ということでございますの

で、5ページの計画平面図につきましては、委員会では前回町が整備をする区間だけの配付とさせていただいておりましたけれども、県とも調整をいたしまして、26年度から30年度で整備する南北踏切間の計画の全体を添付することとしております。

また、説明会の当日には、先日の委員会と同様、30年度までの事業計画には含まれてはおりませんが、湯口踏切から北側の計画につきましても、会場に掲示の上、説明を加えることとしております。

なお、出席者が全て賛成とは限りませんので、役場のほうから一足飛びに用地買収や工事に関する説明を積極的に行うということについては、若干問題があるかとも思いますので、質問があった場合には、可能な限り丁寧な説明を行いたいということと考えております。

4 番 次に、地権者が利害関係者の理解と協力とともに重要なのは当然ながら、財源の確保です。厳しい経済状況のもと、限りある予算を選択と集中により、いかに有効に活用するかが喫緊の課題と認識はしておりますが、そこで必要なのは、やはり財源の確保となるのですが、2月27日に特別委員会で国土交通省の社会資本総合整備事業の交付金について、説明を受けていますが、国からの財政支援は事業を進めるには大変重要であります。改めて、この交付金対象となる事業内容について、お伺いをいたします。

技 監 今回の福崎駅周辺整備事業におきましても、社会資本整備総合交付金を活用して事業をすることとしております。

ただ、この社会資本整備総合交付金の中に、都市再生整備計画事業というものがございまして、この事業を活用いたしますと、基盤整備、ハード整備に加えまして、ソフト的な施策とか、施設の整備なんかも一応認められるということがございます。そういう観点がございますので、この都市再生整備計画事業を活用いたしまして、モニュメントやポケットパーク、案内板、シェルター、観光交流センターの整備、さらにはバスの運行の社会実験やパーク・アンド・ライドの利用補助の社会実験などを行うこととしております。

事業採択の申請に当たりましては、この社会資本整備総合交付金事業のうち、駅前広場や駐車場の整備を行います都市再生整備計画事業を基幹事業といたしまして、付替えという位置付けになります道路の付替え事業を関連事業として実施する予定としております。

4 番 次に、駅前広場を中心とした基幹事業と、県道甘地福崎線付替え整備及び町道駅南幹線付替え整備の関連事業の事業採択について、現時点の見通しをお伺いいたします。

副 町 長 今言われました県道甘地福崎線並びに町道南幹線につきましては、先ほど西川技監が答弁いたしましたが、関連社会資本整備事業という位置付けでありますので、非常に厳しい状況の中での採択基準になるのではないかと考えております。

仮に採択されない場合におきましては、社会基盤整備事業でそれぞれ補う予定といたしておきまして、いずれにいたしましても大きな事業でありますので、国庫補助金、国庫の交付金等を活用しなければ、これら等を進めるわけにはまいりません。それら等を含めた形の中で、それぞれ事業を進捗したいというような形で思っておるところであります。

4 番 次に、平成25年度においても、町道高橋山崎線など、幹線道路整備においても町の当初予算に計上されていましたが、国の事業採択がされず、このたび減額補正の提案がなされておりますが、このようなことはあつてはないと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

副 町 長 一般会計補正予算において、町道高橋山崎線や東大貫溝口線の減額補正は国の事業採択がされなかったことが、理由であるかのように説明をいたしましたですけれども、実質的には事業採択はされました。しかしながら用地買収、地権者の方々の協力が得られなかったという事柄がその理由でありまして、国の事業採択がなかったということではございません。

今後におきましては、この駅周辺整備における関連事業等の県道付替え、南幹線への地権者等には、丁寧な説明を行いながら、協力を得るような最善の努力はしてまいりたいというように思っております。

4 番 また、事業推進を図るために、土地については、町が兵庫県町土地開発公社資金で用地を先行取得する考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

副 町 長 当然ながら、地権者の協力を得て、用地買収が可能であるのであれば、先行して取得をしたいという思いは持っております。そういう関係を含めまして、26年度、9月議会における補正予算で債務負担行為等を計上したいというように思っております。

議 長 ほかに質問、質疑はございませんか。

2 番 議案番号8号の資料1ページ、4条の5項であります。母子家庭等の所得によって県の行革により制度改正が行われるわけですが、この制度の条例改正によって、母子家庭における医療費の所得制限とかが変わります。高校生の3年間、実質資料8ページにも載っていますように、高校生は19名、親は59人に対して、条例が改正されることによって、町の負担は65万7,800円減るわけなんですけれども、これに対して母子家庭における家計にかなり影響すると思うのですが、町としては、どこよりも先駆けて子ども医療に着手されたわけですが、福崎町独自で何か政策とか、施策は考えておられますか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど議員申されましたとおり、この議案資料の8ページに影響額を示しております。母子家庭医療の今回の条例改正の影響額ということで、平成26年度の試算をしております、65万7,800円の経費が安くつくという資料となっております。

内容等にしますと、制度の所得制限を現行のままにいたしますと、実質対象外となります78人を単独でカバーをすることになります。平年の費用にいたしますと、1人当たり、ここに書いてありますとおり、3万2,971円かかるということになっておりますので、約260万円の平年度ベースで費用が必要となります。

また、一時的な費用ですが、システム改修費という形で190万円程度必要と言われております。しかし、議員も申されましたとおり、子育て支援策につきましては、福崎町が非常に力を入れております。また、母子福祉の観点から今後財源等を見ながら、また近隣市町の動向も注視しながら、前向きな研究検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

2 番 再度確認なんです、これ高校生というのは高校1年生の4月1日から高校生の3月31日まで、今まででしたら、母子家庭においては無料だったんですけども、それが結局中学校3年生の3月31日までの子ども医療費に入っちゃうということですね。

民生参事兼健康福祉課長 そのとおりでございます、この資料で言いますと、高校生、高校3年生までの高校1年、2年、3年の方が19人おられるということが、県の補助対象から外れるという意味でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑でございます。

3月7日の本会議2日目において、27件の案件をそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て、議長宛てに、審査報告書が提出されております。

各委員長から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。

事務局から審査報告書を朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、牛尾委員長。

牛尾予算審査特別委員長 予算審査特別委員会に付託を受けました、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算についてから、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算についてまでの新年度予算8件について、現地調査を行うなど慎重に審議いたしましたので、その結果及び経過について、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月11日、12日、13日の3日間にわたり審査を行いました。現地調査は13日に実施いたしました。

まず、審査結果から申し上げます。当委員会に付託を受けました8議案のうち、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算については賛成多数となり、他の議案については全員賛成となりました。したがって、当委員会に付託を受けました8議案全て、可決するべきものと決しました。

続いて、審査を行いました主な内容について、ご報告いたします。

まず、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算についてであります。本予算は、歳入歳出それぞれ84億3,100万円と、前年度当初と比べて10億9,600万円、率にして14.9%増と、当町の一般会計の当初予算といたしましては、過去最大の規模となっております。主な増額要因はJR福崎駅周辺整備や高岡幼児園建設、水道事業への出資などによるものであり、積極的な予算編成となっております。

当局の補足説明の後、質疑に入りました。予算編成の概要では、委員から、一般会計歳出予算性質別内訳について、建設事業以外の費目について増減理由の質疑に対し、答弁では人件費では決算統計のルールに従い、臨時職員、非常勤嘱託職員は物件費に振り替えたことにより、大きな減少となっている。

物件費では、新たなシステムMISALIOへの入れ替えにより3,100万円増加、予防接種ワクチンの薬品代を委託料から振り替えたため1,800万円の増、高岡幼児園の園舎借り上げ等で1,890万円の増となっている。

扶助費は、臨時福祉給付金4,590万円の増、子育て世帯臨時特例給付金2,300万円の増など、主に国の施策により増加となっている。扶助費は、巡回バスを委託料から補助金へ振り替えたため1,820万円の増や、中播衛生事務組合の起債償還が始まるため、負担金が1,200万円増加となっている。

公債費は、臨時財政対策債の償還が増え、2,700万円の増加となっている。

投資及び出資金は、水道事業会計への出資金1億5,290万円の増加となっている。

貸付金は、中小企業貸付の預託金 2 億円を平成 26 年度から 1 億円に変更したため、1 億円の減となっている。

繰出金は、水道事業の償還が増えたため、約 3,000 万円の増加となっている。

以上が、歳出予算性質別の増減理由の答弁でございました。

法人税の歳入予算の算定根拠について、委員から質疑があり、景気の動向、円安、株高等を考慮に入れ、また地方財政計画にある 1.126 の伸びを参照しており、町内の企業数については、全体で 507 社で、昨年に比べ 17 社の増との答弁がありました。

地方債残高と地方交付税算入について、委員から質疑があり、一般会計の地方債残高は平成 24 年度末で 94 億 7,217 万 9,000 円であり、交付税算入の見込みは 55 億 1,782 万 4,000 円であり、割合は 58.3% のことです。ただし、100% 算入される臨時財政対策債が年々増えており、交付税算入率は高くなっていくとのことでありました。総額では 212 億 83 万 9,000 円の残高のうち、交付税算入見込みは 108 億 4,353 万円であり、割合は 51.1% のことで、住民 1 人当たりの負債額は一般会計では約 53 万 9,000 円との答弁がありました。

くれさか環境事務組合負担金に関連して、姫路市との協議の進捗状況や今後の見通しについて、委員から質疑があり、「負担割合は現在、姫路市と福崎町で 2 対 1 ですが、姫路市は事務局費割の均等割を 1 対 1 にしてほしいと主張しておられますが、当町としては、従来どおりを主張しています」との答弁がありました。

次に、道の駅について、確認の質問がございました。これについて執行者からは「推進のため、商工費の調査設計委託料 60 万円を計上し、具体化に向け進めていく」との答弁があり、委員からは「これまで設計等で経費を費やしてきたので、実効性のある計画となるよう、進めていただきたい」との意見が述べられております。

給食運営費につきまして、給食材料費が消費税 5% から 8% に増税されるのに、給食代の予算が減る理由について、委員から質疑があり、「生徒の人数減が原因で、また、給食費を上げないためにデザートなどで調整し、値上げはしない」との答弁があり、委員から、「子どもたちが毎日食べる給食材料費は惜しまず、必要なものは購入し、消費税等で経費がかかったものについては、給食費で保護者に負担していただいてもよいのではないか」との意見が述べられました。

次に、委員から、「地籍調査については現在田口地区の山林で継続的に実施されているが、進捗を図るとともに、成果を速やかに登記に反映することや、予算的にも優先的に取り組んでいただきたい」との意見が述べられました。

質疑のあと、討論を行いまして、反対討論といたしまして、もちむぎ食品センター再建貸付金の年間の収入が 100 万円となっており、当初の年間 600 万円の返済の約束が守られていない。その上、毎年の返済額を減額し、返済に 39 年かかるという契約に変更されていることや、所管委員会等への時宜を得た事前説明が十分に果たされていないことなどの意見が述べられております。この議案第 22 号につきましては、採決の結果賛否が分かれ、賛成 4、反対 1 の賛成多数で可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号、平成 26 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ 19 億 8,600 万円と、前年度

当初と比べてマイナス5,500万円、率にして2.7%の減となっています。

次に、議案第24号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ2億2,980万円と、前年度当初と比べて1,760万円の増額、率にして8.3%の増となっています。

次に、議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ14億1,630万円と、前年度当初と比べて1,110万円の増額、率にして0.8%の増となっています。

次に、議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ2億5,740万円と、前年度当初と比べて200万円の増額、率にして0.8%の増となっています。

次に、議案第27号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ15億4,620万円と、前年度当初と比べて3億2,880万円の増額、率にして27.0%の増となっています。増額要因といたしましては、福崎工業団地の面整備工事によるものでございます。

次に、議案第28号、平成26年度福崎町水道事業会計予算についてであります。本予算は12億70万円と、前年度当初と比べ4億6,850万円の増額、率にして64.0%の増となっています。増額要因といたしましては、福田水源の整備、山崎配水池の増設及び公共下水道事業に伴う配水管移設工事によるものです。水道料金は水道事業会計予算では建設改良費8億3,740万円が計上されております。「8億円以上の投資に対して、料金の値上げの問題はないのか」との委員からの質疑に、「現在、現金で持っている6億円を活用しながら運用する。今後の公営企業の運営は将来的な事業計画と財政計画を示しながら運用する。給水原価と給水単価のバランスを考えたり、また料金維持の面についても考えていくように、今後はなるのではないかと」の答弁がありました。

次に、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算についてであります。本予算は歳入歳出それぞれ1億6,300万円と、前年度当初と比べ1億4,080万円の増額、率にして63.4.2%の増となっています。増額要因といたしましては、工業団地老朽管更新事業等によるものです。

以上が、予算審査特別委員会において、審議をいたしました結果と経過であります。なお、委員各位等からはさまざまな意見が述べられておりますが、その詳細については割愛をさせていただきます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。委員長報告とさせていただきます。

議 長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、総務文教常任委員長に報告を求めます。

事務局から審査報告書を朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教 総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審議の結果、及び結果について
常任委員長 ご報告を申し上げます。

当委員会に議案審査を委託されましたのは8議案であります。当委員会は3月14日に開催し、慎重に審査いたしました。

まず、審議結果から申し上げます。当委員会に付託を受けました8議案のうち、議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算（第3号）については、賛成多数となり、その他の議案については全員賛成となりました。したがって、当委員会に付託を受けました8議案全て可決するべきものと決しました。

審議の主な経過について、申し上げます。

議案第4号は福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、関係の法律改正に伴い、本条例について改正が必要となったものです。

次に、議案第5号は福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。委員から、特別職の期末手当について、平成20年度から100分の10の加算をしていないとのことだが、これまでの経過を求め、またそれに対し「福崎町においても、当時集中改革プランを策定し、職員にもまた住民の皆様にもいろいろな面で行政改革を行ってきた中において、政治的な配慮の中で、この役職加算を自主カットしてきた」との答弁がありました。また、委員から「報酬審議会で答申があったとのことだが、審議会の記録を見ると100分の10カットに関しては触れてないのでは」との質疑に対し、「審議会の審議については、基本的に本来給で議論をさせていただいたもの」との答弁がありました。さらに委員から「この4月から消費税が8%に増税される。増税により住民の方の生活に影響が考えられるこの時期に、町長等の報酬と期末手当の加算分を復元ということについては、町民の理解の問題がある。しばらく様子を見て、例えば半年後ぐらいの時期がよいのではないか」との意見に対して、「審議会での議論の中で、今日の社会情勢を考えると、アベノミクスの効果が盛んに言われ、全般の話として、報酬が上がる方向となっても、住民の皆さんの理解が得やすいのではとの意見がありました。また、他町との報酬の額が違って、財政力が違うのだから、上がる方向でよいとの意見があり、この機会が報酬を本来給に戻すべき時期だと判断したもの」との答弁がありました。

この議案第5号については、採決の結果賛否が分かれ、賛成4、反対2の賛成多数で可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例については、4月から町職員を宮城県山元町へ復興支援のため1年間派遣することに伴い、所要の条例改正を行うものです。委員から「家族で行っても差し支えがないように改正するのか」との質疑に、「そのように条例の整備を進めます」とのこと、また、委員より「1年間では公費でどれほど帰宅が認められているのか」の問いに、「予算としては月1回で12回、お盆、お正月、冠婚葬祭の3回、合わせて15回を積算している」との答弁がありました。

次に、議案第7号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例については、債権放棄ができる条項に、破産法や会社更生法の規定により免責となった場合を追加する改正です。

次に、議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、関係の法律改正に伴い、本条例について改正が必要となったものです。

次に、議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、関係の法律改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準につい

て、条例で定めることになったため、本条例を改正するものです。

次に、議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う公共施設使用料等を一括して整理するものです。消費税率3%アップで、平成26年度当初予算で影響額は36万7,000円程度で、公の施設の使用料等については課税対象となっているが、行政においては、特例があり、課税が発生しないとのことでございます。

次に、議案第13号 平成25年度福崎町一般会計補正予算（第3号）については、目ごとにそれぞれの増減額の要因等に質疑を行いました。質疑の後、討論を行いました。反対討論としまして、もちむぎ食品センター再建貸付金元金収入600万円を返済すべきものが、500万円を減額し、100万円の返済額に変更されたことは、社会通念上許されるべきものではなく、したがって、もちむぎ食品センター再建貸付金100万円の補正予算が記述されている議案第13号については、賛成できないとの意見が述べられています。

この議案第13号については、採決の結果賛否が分かれ、賛成5、反対1の賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務文教常任委員会において審議いたしました結果と経過でございます。なお、その他委員からさまざまな意見が述べられておりますが、その詳細につきましては割愛をさせていただきます。議員各位のご賛同、ご判断をお願いいたします。

以上をもって、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議 長 総務文教委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、民生まちづくり常任委員長に報告を求めます。

事務局から審査報告書を朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの報告でございます。

常任委員長 付託事件審査の経過、審査の結果につきましては、ただいま朗読のとおりでございます。

1件ごとに概要説明を受け、質疑を行うという形で進め、そして最後に討論、採決ということで、1件ごとに審査と採決をさせていただきました。

議案第8号につきましては、母子医療の関係については姫路市を初めとする状況を見ていきたいということでありまして、今後の改正に含みを残すような答弁がございました。他は特に報告すべきような議論はなかったように思います。

採決の結果は、8号及び14号については多数決、後の9件は全員賛成という結果でございます。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長の報告に対する質疑を

終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。
それでは、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長からの報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

8 番 私たち福政会は、議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対する立場から討論をいたします。

反対理由の一つとして、定例会2日目の質疑に対する答弁で、報酬審議会での答申を受け、期末手当10%加算カットを復元するという答弁がありましたが、報酬審議会の答申では、本案に当たる期末手当加算カットについては、一言も記載が見当たりませんでした。あたかも報酬審議会から期末手当についても答申があったかのように誤解を招く答弁であり、理事者の説明は誠実さを欠くとともに、議会軽視の姿勢とも伺えます。

また、委員会において、時系列詳細説明の求めに対しても、平成25年度の条例改正の説明もなく、不誠実さを感じてなりません。

また、もう一つの理由として、町長等の特別報酬についても、10%カットを復元しようとしています。町長も所信表明で述べられたように、アベノミクスの影響で徐々にではあるが景気は回復をしているが、それも一部の大企業だけで、中小企業や町民生活に至っては、いまだ景気回復をなし得ない状況にあります。

また、4月から消費税増税を迎える今、報酬の復元や期末手当の10%加算については住民の理解を得にくいものと考えます。県下、町長等の報酬についても、当町は極めて高い水準であり、多くの自治体では減額措置を継続されている現状です。

以上、理事者における不誠実な答弁や議会軽視と、現在の社会情勢を鑑みると、住民への理解を求める難しさにより、本案に対し、私たち福政会は反対するものであります。

議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決に入ります。
議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立多数)
- 議 長 起立多数であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第7号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第7号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
- 2 番 議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例に反対するものであります。
母子家庭の母親に限らず、どの母親も子どもが病気になればいち早く仕事を抜け、病院に連れていきます。2人親世帯に比べ、母親1人の収入の中で仕事を休み、子どもを通院させた場合、医療費は無料であっても、仕事を抜けたり、休んで通院すると収入のほうが減り、生活費に負担がかかるわけです。また、どの母親もそうですが、自分の体調が悪くても、自分は通院もせず、子どもを最優先にします。子どもが高校生の間はまだ収入もなく、社会に出るまでは、どんなけがや病気にかかるかわかりません。母親が本当に安心して子育てできる環境づくりの一つとして、子どもに対しては現状の18歳までの医療費無料

にすべきであると考えます。この条例改正により、65万7,800円町負担が減るわけではありますが、母子世帯の収入は2人親の総収入に比べると、かなり低収入であり、突然の子どものけがや病気にかかる医療費は、母子世帯における家計に大きく負担をかけるものとなると思います。

どこよりも先駆けて、子ども医療費15歳まで無料化した福崎町でありますから、どこよりもよりよい福祉医療費助成条例の改正をお願いしていただきたいと思います。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

討論・採決の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開し、討論・採決を行います。

次、議案第9号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第14号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

議案第15号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第18号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第19号、平成25年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号、平成25年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第20号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第21号、平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号、平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

5番 議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

株式会社もちむぎ食品センターは、平成15年9月2日に地方自治法の一部改正によりまして、指定管理者制度が施行されました。3年間の経過措置期間中の平成18年の4月1日に議会の議決により指定管理者に移行され、本年度で8年目になるわけでございます。

その後、平成20年12月5日、415回定例議会で町長の挨拶の中で、各金融機関との解決の機運が生まれ、一括返済を前提とした話し合いのもと、了承を得た旨のお話があり、もちむぎ再建のために必要な1億1,624万5,000円の補正予算をお願いされ、私たち議員は賛成をしたわけでございます。

当時、町長は播州福崎特産として、もち麦を中心に今以上の形で株式会社もちむぎ食品センターと、他の町内商工業者を含めて、ともに活性化を図り、福崎町のイメージを高めていくことを考えています、このように決意あふれるお言葉を聞き、私たちはこの議会でもって、3年据え置き、その上、無利子での貸し付けを無条件で了承をしたわけでございます。

しかしながら、この約束はいとも簡単に崩されたわけでございます。先ほど、賛成多数で可決しました平成25年度補正予算の中でも、600万円の返済が500万円減額され、100万円の返済に変更にもなっています。また、原案の議案22号、平成26年度福崎町一般会計予算でも、同様の金額であり、返済期間も40年間という長期に変更されているものでございます。毎年の返済額の減額、それに償還期日の長期化であり、平成65年1月末と大幅な変更をしまして、21年も延長するとの返済計画の見直しには、到底賛同するわけにはいかないわけでございます。

このまま、ここにいる議員は誰一人として、この平成65年の最後の返済を見届けることはできないのではないかと、このように考えています。さらに所管委員会等への事前の説明及び議会と町民への説明責任を果たされていないわけであり、昨年、平成25年8月の決算では、約1億6,900万円の売上があり、営業利益を720万円計上しているにもかかわらず、約束どおりの返済計画が立てられないのは、納得がいかないわけであり、あります。

平成20年12月16日に締結しました貸付金の返済時期は、まだ私は生きているというふうに思います。株式会社もちむぎ食品センター代表取締役が出されました要望書は、返済額の変更と返済時期の見直しが要望されていますが、会社再建の見直しが見えてきません。この8年間を振り返って反省をしていただき、もう少し先を見据えた取り組みを望むものであります。今のままでは幾ら引き伸ばしても同じことの繰り返しで、町民を愚弄するだけであります。

したがって、歳入で、株式会社もちむぎ食品センター再建貸付金元金収入

100万円が記述されております、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算については、賛成はできないものでございます。

以上で反対討論といたします。議員の皆様方にはご理解賜り、賛同いただきますように、お願いをいたします。

以上です。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第24号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案

に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第27号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第27号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第28号、平成26年度福崎町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第28号、平成26年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次、議案第30号、福崎町道路線の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号、福崎町道路線の認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第4 議員派遣

議 長 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付してますとおり、派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 日程第5は、閉会中の所管事務調査の申出であります。

配付しておりますように、各委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。

それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり、許可することに決定いたしました。

これにて、第454回福崎町議会定例会の日程を全て終了することになりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第454回福崎町議会定例会を、閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月5日に招集され、本日までの23日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

平成26年度当初予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮いただき、行政の執行の際に十分反映されますよう、強く要望いたす次第でございます。

例年のことではありますが、この本会議が閉会するころになりますと、桜の花のつぼみもぼつぼつとほころび始め、間もなく穏やかな春がすぐそこまで来ているように思えてなりません。

また、年度末を控え、公私とも大変多忙な時期を迎えますが、どうか皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動あるいは町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、嶋田町長からご挨拶をいただきます。

町 長 閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶をさせていただきたいと思えます。

春とはいえ、肌寒い3月5日に初日がありました。そして、桜の花便りが聞かれるきょうになりました。23日間という長い間、皆様方のいろいろなご苦勞を頂戴いたしました。

提案をいたしました議案につきましては、全部原案どおり賛成という結論をいただいたことは、大変うれしいことでございます。

議案審査及び一般質問でお受けいたしましたさまざまな声は、今後の行政執行で生かしてまいりたい、このように考えております。

この議会では、長い間懸案でありました福崎駅周辺整備の予算も提案し、これが認められました。大きな事業でありますから、何よりも住民との信頼関係をしっかり保って事業を進めていくことが肝要と、このように自覚をしているところでございます。

さて、春はいよいよ近づいてまいりました。好季節ではありますが、寒暖の差が非常に大きいこのごろでございますから、議員の皆様方におかれましては、健康に留意をされ、公私にわたってご活躍されますことを、心から祈念をいたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 このたび、西川技監が県の人事異動によりまして、4月1日付で県に職場復帰され、また、牛尾民生参事が3月31日付をもって退職をされます。

西川技監におかれましては、福崎町の長年の懸案事項でございました福崎駅周辺整備に関しまして大変ご尽力をいただきました。福崎駅周辺整備が一步も二歩も進みましたのは、西川技監のご尽力のおかげだと思っております。

また、民生参事におかれましては、長きにわたり、財政及び福祉の分野、役場の中核と言われる部署においてご活躍をされました。本当にご苦勞さまでござい

ました。

県への異動をされた西川技監、及び退職される牛尾民生参事、お二人から、皆様方に挨拶を申し上げたいとの申し出がございますので、お二人にご挨拶をいただきたいと思ひます。

まず最初に、西川技監からお願いいたします。

技 監 議会最終日の大変お疲れのところ、私の退任の挨拶のために、このような貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

一昨年(2022)の4月、兵庫県から技監としてこの福崎町に派遣をされまして、あっという間に2年が経過をいたしました。先日、兵庫県から人事異動の内示がございまして、4月1日付で兵庫県の企業庁の地域整備課というところに異動をすることとなりました。議員の皆様には、何かとご指導、ご鞭撻を賜りましたことに、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

この2年を振り返りますと、一昨年(2022)の5月、臨時議会におきまして、私は着任のご挨拶を申し上げます。その際に、何とか福崎駅周辺整備に事業化のめどをつけたいと、決意表明をいたしました。それにもかかわらず、1年目にはなかなか進展をしないという状況もございまして、議員の皆様からさまざまな形で激励、ご指導のほうをいただきました。このような叱咤激励を胸にいたしまして、微力ではございますが、私なりに精いっぱい取り組んでまいりました。職場の同僚や部下にも恵まれ、ベストな形とは言えないかもしれませんが、何とか来年度の事業化にめどをつけることができました。正直、ほっとしております。

週末には、最後の仕事を控えておりますので、気を緩めずに、最後まで職務を全うしたいと考えております。

私の後任として、引き続き県から技監が派遣される予定でございますので、私と同様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

最後になりましたが、福崎町議会のますますのご発展と、議員各位のご多幸とご健勝を祈念申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

議 長 続きまして、牛尾民生参事に挨拶をお願いいたします。

民生参事兼健康福祉課長 議会最終日で大変お疲れのところ、退任の挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。

議長からご紹介がありましたように、この3月末日で退職をすることになります。

昭和47年の10月に奉職以来、41年と6カ月という長きにわたり、議員初め多くの方々に支えられまして、きょうを迎えることができました。大変うれしく思います。心から感謝申し上げます。

顧みますと、この福崎町議会には平成13年から福祉課長として出席をさせていただき、以来13年が経過をいたしました。この間、議員各位には何かとご指導いただき、大変お世話になりました。おかげさまで一行政マンとして成長をさせていただきました。本当にありがとうございます。

これからも、変わらぬご指導をいただきたいと思ひます。

最後になりましたが、福崎町議会のますますの発展と、議員お一人お一人がご健勝でご活躍をされることをご祈念申し上げます、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございます。

議 長 西川技監、牛尾民生参事、本当にありがとうございました。お二人の業績に感謝し、これからも町行政の推進にご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

また、今後は健康に十分留意されまして、新たな職場でご活躍いただきますとともに、今後ますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、感謝とお礼の言葉に代えさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

それでは、これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前 11 時 19 分

議 長 11 時 30 分から全員協議会を開催しますので、議員の皆さん、第 1 委員会室にご参集をお願いいたします。

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成26年5月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 冨 田 昭 市

福崎町議会議員 高 井 國 年

福崎町議会議員 釜 坂 道 弘